



平成 21 年 2 月 2 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ク リ ー ド  
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 宗 吉 敏 彦  
( コ ー ド 番 号 : 8 8 8 8 東 証 一 部 )  
問 合 せ 先 取 締 役 菅 原 猛  
( T E L 0 3 - 6 2 1 4 - 5 5 0 7 )

### 会社更生手続開始決定のお知らせ

当社は、平成 21 年 1 月 31 日に東京地方裁判所から会社更生手続開始決定を受けましたので、添付のとおりお知らせいたします。

各位

## 会社更生手続開始決定のお知らせ

拝啓

時下ますますご隆盛の段お慶び申し上げます。

当社は、本日午前10時、東京地方裁判所から会社更生手続開始決定を頂き、私 宗吉敏彦が東京地方裁判所民事第8部の選任により管財人に就任いたしました。関係者の皆様に対しご迷惑をおかけしている中誠に心苦しい限りではございますが、今般、裁判所にお許しをいただき、引き続き事業の再建にあたる機会を得ることとなりました。

つきましては、創業来の経験より得られた全てを活用し、今後は、会社の事業価値、資産価値の劣化防止をはかり、事業の再建に向け、最善を尽くす所存でございます。裁判所及び調査委員の監督の下、手続の公正性・公平性に配慮しつつ、関係者各位に対するさらなるご迷惑を最小限のものとするべく鋭意努力してまいりますので、皆様には何卒格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

平成21年1月31日

東京都中央区日本橋室町一丁目8番6号  
更生会社 株式会社クリード  
管財人 宗吉敏彦

平成21年(ミ)第1号 会社更生事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

- 1 開始前会社株式会社クリードについて更生手続を開始する。
- 2 管財人に次の者を選任する。

東京都武蔵野市吉祥寺南町一丁目21番5号

宗 吉 敏 彦

- 3 更生債権等の届出をすべき期間等を次のとおり定める。

- (1) 更生債権等の届出をすべき期間

平成21年3月31日まで

- (2) 認否書の提出期限

平成21年5月11日まで

- (3) 更生債権等の一般調査期間

平成21年5月14日から同月21日まで

- 4 更生会社、更生債権者等、株主、労働組合等が、管財人の選任について書面により意見を述べることができる期間を次のとおり定める。

平成21年2月20日まで

- 5 更生計画案の提出期間を次のとおり定める。

- (1) 管財人が更生計画案を提出すべき期間

平成21年6月8日まで

- (2) 更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間

平成21年6月1日まで

- 6 管財人は、会社更生法に定めるもののほか、次の行為をしなければならない。
- (1) 会社更生法84条1項に規定する報告書を平成21年3月27日までに裁判所に提出すること。
  - (2) 毎月、更生会社の業務及び財産の管理状況について、報告書及び損益計算書を作成し、翌月末日までに、報告書に損益計算書の写しを添付して裁判所に提出すること。
  - (3) 更生手続開始時における財産評定前の貸借対照表を作成後速やかに裁判所に提出すること。
  - (4) 会社更生法83条3項の規定による貸借対照表及び財産目録を作成後速やかに裁判所に提出すること。
  - (5) 更生計画案作成の時における清算価値及び継続企業価値による資産総額を記載した書面並びに更生手続開始後更生計画案作成時に至るまでの期間における損益計算書を作成して、更生計画案とともに裁判所に提出すること。
  - (6) 上記(1)から(5)までに定める文書を裁判所に提出したときは、その写しを調査委員に交付すること。
  - (7) 次項に定める裁判所の許可を求める場合に、あらかじめ、調査委員の意見を聴いてその概要を許可申請書に付記すること。
- 7 管財人は、次の行為をするには、裁判所の許可を得なければならない。
- (1) 更生会社が所有又は占有する財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（常務に属する取引に関する場合を除く。）
  - (2) 更生会社の有する債権について譲渡、担保権の設定その他一切の処分（更生会社による取立てを除く。）
  - (3) 財産の譲受け（商品の仕入れその他常務に属する財産の譲受けを除く。）
  - (4) 貸付け
  - (5) 借財（手形割引を含む。）及び保証

- (6) 会社更生法 61 条 1 項の規定による契約の解除
- (7) 訴えの提起及び保全，調停，支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
- (8) 和解又は仲裁合意（仲裁法（平成 15 年法律第 138 号）第 2 条第 1 項に規定する仲裁合意をいう。）
- (9) 債務免除，無償の債務負担行為及び権利の放棄
- (10) 共益債権（日常取引又は雇用関係によって生ずるもの及び国税徴収法又は国税徴収の例によって徴収することのできるものを除く。）であって，100 万円を超えるものの承認及び弁済並びに取戻権の承認
- (11) 更生担保権に係る担保の変換（更新された火災保険契約に係る保険金請求権に対する担保変換としての質権の設定を除く。）
- (12) 更生会社の事業の維持更生の支援に関する契約及び当該支援をする者の選定業務に関する契約の締結

#### 理 由

一件記録によれば，開始前会社には，会社更生法 17 条 1 項所定の更生手続開始の原因となる事実があると認められ，他方，同法 41 条 1 項各号に掲げる事由があるとは認められない。

よって，本件申立ては理由があるので主文第 1 項のとおり決定し，併せて会社更生法 42 条 1 項，72 条 2 項，84 条 2 項，85 条 4 項，146 条 3 項，184 条 1 項及び 2 項，会社更生規則 51 条 1 項の規定に基づき，主文第 2 項から第 7 項までのとおり決定する。

平成 21 年 1 月 31 日 午前 10 時

東京地方裁判所 民事第 8 部

裁判長 裁判官 難 波 孝 一

裁判官 渡 部 勇 次

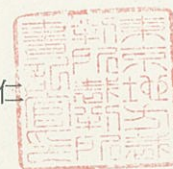
裁判官 徳 岡 治

これは謄本である。

平成21年1月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 松 戸 一 仁



別 紙

当 事 者 目 録

東京都中央区日本橋室町一丁目8番6号

(登記上の本店 東京都千代田区内神田三丁目2番8号)

申立人（開始前会社）	株 式 会 社 ク リ ー ド
代表者代表取締役	宗 吉 敏 彦
申立人代理人弁護士	片 山 英 二
同	田 口 和 幸
同	江 幡 奈 歩
同	小 島 亜 希 子
同	須 崎 利 泰
同	大 前 由 子
同	田 中 宏 明
同	川 井 信 之
同	宍 戸 一 樹
同	谷 本 規

以 上

平成21年(ミ)第1号 会社更生事件

決 定

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

頭書事件について、当裁判所は、会社更生法125条1項及び2項の規定に基づき、次のとおり決定する。

主 文

- 1 更生会社につき、調査委員による調査を命ずる。
- 2 次に掲げる者を調査委員に選任する。

東京都千代田区九段北四丁目1番3号 飛栄九段北ビル10階

弁護士 瀬 戸 英 雄

- 3 調査委員は、次に掲げる事項について調査し、(1)から(4)までの事項が不当であると認めるとき又は(5)の決定を必要と認めるときは、速やかに報告しなければならない。
  - (1) 管財人が裁判所に対して提出する会社更生法84条1項の報告書の当否
  - (2) 管財人の作成する貸借対照表及び財産目録(会社更生法83条3項)の当否
  - (3) 管財人が提出する更生債権等についての認否書の当否
  - (4) 更生会社の業務及び財産の管理状況その他裁判所の命ずる事項に関する管財人の報告の当否
  - (5) 会社更生法100条1項に規定する役員等責任査定決定を必要とする事情の有無及びその決定の要否
- 4 調査委員は、更生計画案の当否について調査し、平成21年6月15日までにその結果及び意見を書面で提出しなければならない。

平成21年1月31日



東京地方裁判所民事第8部

裁判長裁判官 難 波 孝 一

裁判官 渡 部 勇 次

裁判官 徳 岡 治

これは謄本である。

平成21年1月31日

東京地方裁判所民事第8部

裁判所書記官 松 戸 一 仁



別 紙

当 事 者 目 録

東京都中央区日本橋室町一丁目8番6号

(登記上の本店 東京都千代田区内神田三丁目2番8号)

更 生 会 社	株 式 会 社 ク リ ー ド
代表者代表取締役	宗 吉 敏 彦
申立人代理人弁護士	片 山 英 二
同	田 口 和 幸
同	江 幡 奈 步
同	小 島 亜 希 子
同	須 崎 利 泰
同	大 前 由 子
同	田 中 宏 明
同	川 井 信 之
同	宍 戸 一 樹
同	谷 本 規

以 上